

# 建築物石綿含有建材調査者講習（一般）のご案内

青森労働局長登録教習機関（登録番号・第2号） 登録有効期間 2027年3月31日

建設業労働災害防止協会 青森県支部  
(略称：建災防)

令和5年10月1日から改正石綿障害予防規則により、建築物の解体・改修時には、石綿含有建材調査者講習を修了した者に、石綿含有の有無を調査させることが義務付けられました。

当支部では、青森労働局長登録教習機関として、下記により、本講習を実施いたします。

## 1. 開催日時、会場及び定員等

- 日 時 : 令和6年12月18日(水) ~ 12月19日(木)  
1日目 8:55 ~ 16:50 (いずれもオリエンテーションを含む)  
2日目 8:55 ~ 17:00  
※免除のある方は、1日目のみ9:50 ~ 10:10の間にお越しください。
- 会 場 : 青森県建設会館 6階 「大会議室」(青森市安方二丁目9-13)
- 定 員 : 80名
- 締 切 り : 12月11日(水)までにお申込みください。  
締切り日以前でも定員に達した場合、受付を終了いたします。

## 2. 受講料

区 分	講習科目 (下記参照)	合 計 (消費税込み)		内 訳	
		会 員		受講料	テキスト代
全 科 目	①~⑥ 12時間30分	会 員	40,664円	36,000円	4,664円
		非会員	41,181円		5,181円
一部免除 (1) 石綿作業主任者修了者	②~⑥ 11時間30分	会 員	35,164円	30,500円	4,664円
		非会員	35,681円		5,181円

## 3. 講習科目及び時間

	講習科目名	時間
1日目	① 建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識 1	1時間
	② 建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識 2	1時間
	③ 石綿含有建材の建築図面調査	4時間
2日目	④ 目視調査の実際と留意点	4時間
	⑤ 建築物石綿含有建材調査報告書の作成	1時間
	⑥ 修了考査(筆記試験)	1時間30分
	計	12時間30分

修了考査を合格した者には、1週間程で青森県支部より、簡易書留にて修了証明書を送付いたします。  
※不合格の場合は2年以内に再受験が可能です。修了考査の再受験を希望する場合は、当支部へ事前に電話連絡をした上で、再受験の申込をしてください。

#### 4. 受講資格

受講資格		添付書類等
(1)	「石綿作業主任者技能講習修了者」	修了証の写し
(2)	学校教育法による大学（短期大学を除く。）において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して <u>2年以上</u> の実務経験を有する者	卒業証書写し又は 卒業証明書 及び 実務経験証明欄 A
(3)	学校教育法による短期大学（修業年限が3年であるものに限り、同法による専門職大学の3年の前期課程を含む。）において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。（4）において同じ。）、建築に関して3年以上の実務経験を有する者	
(4)	学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して4年以上の実務経験を有する者（(3)に該当する者を除く。）	
(5)	学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して <u>7年以上</u> の実務経験を有する者	
(6)	建築に関して <u>11年以上</u> の実務経験を有する者	
(7)	労働安全衛生法等の一部を改正する法律（平成17年法律第108号）による、 <u>改正前の労働安全衛生法別表第18第22号に掲げる「特定化学物質等作業主任者技能講習」</u> を修了した者で、建築物石綿含有建材調査に関して <u>5年以上</u> の実務を有する者	左記に示す技能講習修了証及び実務経験証明欄 C
(8)	建築行政に関して2年以上の実務経験を有する者	実務経験証明欄 D
(9)	環境行政（石綿の飛散の防止に関するものに限る。）に関して2年以上の実務経験を有する者	
(10)	労働安全衛生法第93条第1項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官又は同項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官であった者	実務経験証明欄 E
(11)	労働基準監督官として2年以上その職務に従事した経験を有する者	実務経験証明欄 D
(12)	第一種作業環境測定士又は第二種作業環境測定士であって、建築物石綿含有建材調査に関して <u>5年以上</u> の実務経験を有する者	左記に示す登録証及び実務経験証明欄 C

#### 5. 一部科目免除について

- (1) 石綿作業主任者技能講習を修了した者は、講習科目①「建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識1」を免除、修了考査では講習科目①の解答が免除となります。

## 6. 申込方法

### (1) 提出書類

下記の書類等を郵送または窓口にて、ご提出ください。(FAX 不可)

受講申込書	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 所定の欄に必要事項をご記入ください。</li><li>・ 旧姓等の併記の希望する方は、旧姓を使用した氏名又は通称を確認できる書類を添付ください。(例：現姓と旧姓が記載された戸籍謄本又は住民票)</li><li>・ 申込書は、青森県支部窓口か、ホームページにて入手できます。</li></ul>
写真 1 枚	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 胸上タテ 3 cm × ヨコ 2.4 cm、1 年以内に撮影した背景無地・無帽・正面・上三分身のものを申込書に貼付けてください。</li></ul>
添付書類 (必要な方のみ。申込書の裏面に貼付けてください)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 受講の一部免除のある場合は、必ず有資格証(写)を添付ください。</li></ul> <p>※ 有資格証(写)の添付が無いと、全科目受講となります。</p>

### (2) 受講料

前納制になります。当支部窓口か、現金書留・振込にて納付ください。

	支払先
窓口	建設業労働災害防止協会 青森県支部
現金書留	支払の際は、お釣りの無いようお願いいたします。
振込	青森銀行 新町支店 普通 3071963 建設業労働災害防止協会 青森県支部 インボイス領収書が必要な方は、申込書を送付する際にメモを入れてください。当日になりますが、会場受付にてお渡しいたします。

郵送の方につきましては、申込書の送付後、受講料を納付ください。

こちらで申込を受理しましたら、「受講票」をメールまたは FAX にて送付いたします。

領収書の再発行は行っておりませんのでご注意ください。

## 7. 注意事項

### (1) 受講当日について

- ・ 業務規程により受講時間が定められており、時間厳守といたします。  
遅刻・途中退席や居眠りをした方は、修了考査を受けることができません。  
携帯電話による通話及び操作は、休憩時にお願いいたします。
- ・ 会場受付にて本人確認をいたします。  
「受講票」と一緒に、身分証明書（運転免許証、健康保険証、住民票、パスポート等）の原本をご提示いただきます。
- ・ 筆記用具（鉛筆又はシャープペン、消しゴム、マーカー等）は各自でご用意願います。

### (2) 開講1週間前のキャンセル及び欠席の場合、返金はいたしかねます。

### (3) 講習の日時及び会場は、お間違いのないようご注意ください。

申込後に「受講票」を発行いたします。一部科目免除のある方は、必ず受講科目を確認し、受講科目前の休憩時に受付をしてください。

## 8. お問い合わせ・申込先

### ◆建設業労働災害防止協会 青森県支部

〒030-0803 青森市安方二丁目 9-13 青森県建設会館 1F

TEL017-773-6200 FAX017-773-6201

